

第87回 定時株主総会 招集ご通知

ご案内

お土産の廃止について

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。



証券コード：4093

日 時

2021年6月28日（月曜日）
午後2時（受付開始：午後1時）

場 所

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台
4階「千代」

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	9
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33

(証券コード 4093)
2021年6月4日

株 主 各 位

宮城県多賀城市栄二丁目3番32号
東邦アセチレン株式会社
代表取締役社長 池 田 悦 哉

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）午後4時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日） 午後2時（受付開始 午後1時）

2. 場 所 宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号

ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代

（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第87期 （自 2020年4月1日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容
（至 2021年3月31日） 並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期 （自 2020年4月1日） 計算書類の内容報告の件
（至 2021年3月31日）

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 新型コロナウイルスの感染が懸念されておりますので、感染予防の観点から、可能な限り郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日会場において、運営スタッフのマスク着用、株主様におけるアルコール消毒液噴霧のためのお声がけ等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[お知らせ]

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人の監査対象の一部となっております。

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、書面による郵送または当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ウェブサイト <http://www.toho-ace.co.jp>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当	取締役会 出席回数	候補者属性
1	いけ だ えつ や 池 田 悦 哉	代表取締役社長 社長執行役員	11/11回	再任
2	ふく ざわ ひで し 福 澤 秀 志	代表取締役 専務執行役員	14/14回	再任
3	みょう ばたけ ま さ み 明 畠 正 実	取締役 常務執行役員	14/14回	再任
4	かしわ ざ き のり ひろ 柏 寄 周 弘	社外取締役	14/14回	再任 社外 独立
5	い もと ひで あき 井 本 英 昭	社外取締役	11/11回	再任 社外
6	やま した ゆたか 山 下 豊			新任 社外 独立

新任 新任候補者
 再任 再任候補者
 社外 社外役員
 独立 独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
1	いけ だ えつ や 池 田 悦 哉 (1958年11月15日生) 再任 取締役会出席状況 11回/11回 (100%)	1981年4月 東洋曹達工業株式会社入社 (現 東ソー株式会社) 2002年6月 同社広報室長 2009年6月 同社オレフィン事業部営業部長 2010年6月 同社理事オレフィン事業部長兼営業部長 2016年6月 同社上席執行役員南陽事業所副事業所長 2017年6月 同社取締役上席執行役員石油化学セクター長 2018年6月 同社取締役上席執行役員石油化学セクター長兼ポリマー事業部長 2019年6月 同社取締役常務執行役員石油化学セクター長 2020年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る	3,342株
【取締役候補者とした理由】 他社において長年にわたり経営に携わり、化学メーカーの経営及び管理業務にも非常に高い知見を有しており、その豊富な業務経験や積極的な姿勢を当社及び当社グループの経営に生かしていただくため、引き続き取締役候補者となりました。			
2	ふく ざわ ひで し 福 澤 秀 志 (1956年4月9日生) 再任 取締役会出席状況 14回/14回 (100%)	1980年4月 当社入社 2001年10月 当社関東事業所長 2003年6月 当社酒田事業所長 2006年6月 当社関東事業所長兼新潟営業所長 2010年6月 当社執行役員関東事業所長兼新潟営業所長 2012年4月 当社執行役員東邦運送株式会社出向 取締役社長 2013年3月 当社執行役員管理本部副本部長 2013年6月 当社取締役兼執行役員管理本部副本部長兼監査室長 2016年6月 当社取締役兼執行役員経営企画・連結経営部長兼内部統制委員長兼コンプライアンス委員長 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画・連結経営部長兼管理本部長 2018年6月 当社代表取締役兼常務執行役員経営企画・連結経営部長 2019年6月 当社代表取締役兼常務執行役員 2020年6月 当社代表取締役兼専務執行役員 現在に至る	6,184株
【取締役候補者とした理由】 当社事業所長や経営企画・連結経営部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験及び管理・運営業務に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
3	みょう ばたけ まさ み 明 晶 正 実 (1959年1月26日生) 再任 取締役会出席状況 14回/14回 (100%)	1982 年 4 月 日本酸素株式会社入社 (現 大陽日酸株式会社) 2005 年 10 月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント・エンジニアリングセンターソリューション統括部第一プロポーザル部長 2009 年 7 月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント・エンジニアリングセンター設計部長 2011 年 6 月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント・エンジニアリングセンター製作部長 2012 年 6 月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント事業部プラント・エンジニアリングセンター副所長 2014 年 6 月 同社執行役員 2018 年 5 月 当社顧問 2018 年 6 月 八戸液酸株式会社代表取締役社長 (現) 当社取締役兼常務執行役員生産・技術本部長兼多賀城工場長 2020 年 6 月 当社取締役兼常務執行役員生産・技術本部長兼多賀城工場長兼環境保安・品質保証部管掌 現在に至る	2,209株
【取締役候補者とした理由】 他社において、主に技術関連の業務に従事し、プラントの管理や技術に非常に高い知識を有しており、その豊富な業務経験を当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督に対して活かしてもらうため、引き続き取締役候補者となりました。			
4	かしわ ぎさ のり ひろ 柏 寄 周 弘 (1955年6月21日生) 再任 社外 独立 取締役会出席状況 14回/14回 (100%)	1980 年 11 月 監査法人朝日会計社入社 (現 有限責任あずさ監査法人) 1995 年 8 月 同法人社員 2001 年 7 月 同法人ヘルスケア部長 2006 年 6 月 同法人代表社員 2013 年 6 月 同法人退任 2013 年 7 月 柏寄公認会計士・税理士事務所開設 (現) 2016 年 6 月 当社社外取締役 現在に至る	1,100株
【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士としての長年の財務・会計関連業務による豊富な経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
5	い もと ひで あき 井 本 英 昭 (1968年 3 月 4 日生) 再任 社外 取締役会出席状況 11回/11回 (100%)	1990 年 4 月 東ソー株式会社入社 1996 年 2 月 同社経営管理室 2003 年 10 月 同社有機化成品事業部企画開発室 2010 年 8 月 同社化学品事業部企画管理室 2013 年 6 月 同社化学品事業部ソーダ営業部課長 2016 年 6 月 同社化学品事業部ソーダ営業部長 2020 年 6 月 同社経営企画・連結経営部長 (現) 当社取締役 現在に至る	0株
【社外取締役候補者とした理由】 他社において長年の事業部における企画管理及び豊富な営業経験により、幅広い知見を有しており、客観的・専門的な視点から、当社の経営に対する助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。			
6	やま した ゆたか 山 下 豊 (1954年 9 月 29 日生) 新任 社外 独立	1977 年 4 月 小野田セメント株式会社入社 (現 太平洋セメント株式会社) 2006 年 4 月 同社経理部長 2009 年 5 月 同社関西支店長 2011 年 4 月 同社執行役員東京支店長 2013 年 3 月 同社執行役員双龍洋灰工業株式会社会長 2016 年 9 月 ティーシートレーディング株式会社取締役副社長 2017 年 6 月 同社代表取締役社長 2020 年 6 月 同社会長 現在に至る	0株
【社外取締役候補者とした理由】 他社において、企業経営に携わり、経理及び営業に関して豊富な業務経験など幅広い知見を有しており、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柏寄周弘、井本英昭、山下豊の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柏寄周弘、井本英昭、山下豊の3氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、上述の業務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 取締役候補者のうち、柏寄周弘氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定です。また、取締役候補者山下豊氏につきましては、本議案が可決されることを前提とし、独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 柏寄周弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。また、井本英昭氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 取締役候補者井本英昭氏は、東ソー株式会社の経営企画・連結経営部長を兼務しており、同社は当社の大株主であるとともに、当社との間で経常的な営業取引関係があります。

7. 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約について
当社は現在、柏寄周弘、井本英昭の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。なお、山下豊氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員が業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補償することとしております。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とするなどの免責事由があります。取締役候補者山下豊氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

2017年6月26日開催の第83回定時株主総会において補欠監査役に選任された松村武氏の選任の効力は本総会終結の時までとされておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、同氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
まつむらたけし 松村武 (1967年9月17日生) 社外	1994年4月 最高裁判所司法研修所入所 1996年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 有楽町総合法律事務所入所 2011年7月 順風法律事務所開業 現在に至る	0株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 弁護士としての長年の経験により、企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、候補者となりました。		

- (注) 1. 候補者松村武氏と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松村武氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。松村武氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。その内容の概要は、次のとおりです。
- ① 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員が業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補償することとしております。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とするなどの免責事由があります。松村武氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。

以 上

添付書類

事業報告〔自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日〕

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の拡大により、社会・経済活動の停滞の影響を受け、厳しい状況で推移しました。また、段階的な経済活動の再開がみられたものの、感染症拡大に歯止めがかからず、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループの連結業績の売上高は298億26百万円と前連結会計年度に比べ37億35百万円（11.1％）の減少、営業利益は11億89百万円と前連結会計年度に比べ3億33百万円（21.9％）の減少、経常利益は12億90百万円と前連結会計年度に比べ3億24百万円（20.1％）の減少、親会社株主に帰属する当期純利益は7億38百万円と前連結会計年度に比べ1億85百万円（20.1％）の減少となりました。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、当社を取り巻く環境の変化、業績及び財務状況を総合的に勘案して、配当政策を決定することを基本方針としております。

配当につきましては、期末配当金は、1株当たり25円とさせていただきます。これにより、実施済みの中間配当金と合わせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき45円となります。なお、期末配当金の支払開始日は2021年6月29日といたしました。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別業績の概要は次のとおりであります。

区 分	第86期 (2020年3月期)		第87期 (2021年3月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ガ ス 関 連 事 業	百万円 18,792	% 56.0	百万円 17,352	% 58.2	百万円 △1,439	% △7.7
器 具 器 材 関 連 事 業	10,508	31.3	9,698	32.5	△810	△7.7
自動車機器関連事業	2,502	7.5	1,003	3.4	△1,498	△59.9
そ の 他 事 業	1,758	5.2	1,770	5.9	12	0.7
合 計	33,561	100.0	29,826	100.0	△3,735	△11.1

ガス関連事業

ガス関連事業の売上高は173億52百万円と前連結会計年度に比べ14億39百万円(7.7%)の減少、営業利益は16億44百万円と前連結会計年度に比べ86百万円(5.0%)の減少となりました。

当部門の売上高の状況といたしましては、溶解アセチレンは圧接業及び解体業の不振が長期化し需要の減少、酸素は電炉・鉄鋼向け、窒素は半導体・エレクトロニクス向けの需要が減少したこと等により減少しました。アルゴンは自動車関連向けの出荷及び工事案件が減少し、食品用ガスは、感染症拡大の影響で個人消費が落ち込み、持ち直しの動きが見られたものの、外食産業全般の需要が減少いたしました。液化石油ガス及び石油類は下期に入り厳冬による需要が増加傾向にありましたが、需要先の生産調整等の影響を受け出荷量及び売上高は共に減少となりました。

利益面におきましては、販売費及び一般管理費は減少しましたが、売上高の減少に伴い営業利益は減少となりました。

器具器材関連事業

器具器材関連事業の売上高は96億98百万円と前連結会計年度に比べ8億10百万円(7.7%)の減少、営業利益は1億64百万円と前連結会計年度に比べ70百万円(30.2%)の減少となりました。

当部門の状況といたしましては、感染症拡大により営業活動の制約を受け、溶接切断器具は大型工作機械の受注が大きく減少し、また溶接材料は建設、鉄鋼及び自動車関連向けの需要が減少したことにより売上高は減少し、営業利益も減少となりました。

自動車機器関連事業

自動車機器関連事業の売上高は10億3百万円と前連結会計年度に比べ14億98百万円(59.9%)の減少、営業損益は前連結会計年度に比べ87百万円減少し、25百万円の損失となりました。

当部門の状況といたしましては、感染症拡大の影響から自動車部品メーカーの国内外の設備投資需要の回復が厳しい状況下であり、売上高は大幅に減少し、様々な固定費の削減に努めましたが営業損失となりました。

その他事業

その他事業の売上高は17億70百万円と前連結会計年度に比べ12百万円(0.7%)の増加となりましたが、営業利益は2億21百万円と前連結会計年度に比べ3百万円(1.5%)の減少となりました。

当部門の状況といたしましては、製氷・冷凍機械等の受注生産は堅調に推移し、大型物件の完成引渡しがあり売上高は増加しましたが、医療機器は工事案件の受注の減少もあり、営業利益は減少となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は4億19百万円であります。その主なものは、ガス供給関連設備で3億67百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特記すべき事項はありません。なお、当連結会計年度末現在の借入金総額は36億32百万円で前連結会計年度末と比べ10百万円減少しております。

4. 対処すべき課題

当社グループは、2019年度を初年度とする中期経営計画「Challenge2021」に掲げた、連結売上高400億円、連結純利益15億円という業績目標に向けて企業活動に取り組んでおります。

当社グループの産業ガス、液化石油ガス、産業器材各分野の主たる市場である東北、北海道地域経済の見通しといたしましては、地域総人口の継続的な減少が個人消費の減速をもたらすこと、公共事業も減少傾向にあることなどから景気は大幅に下押しされております。したがって、全般的に厳しい事業環境が予想されますが、東北各県、北海道に事業会社が存在するという当社グループの総合力を活かして安定収益を継続していく所存であります。

また、将来への布石として各事業分野の成長戦略にも積極的に取り組んでまいります。産業ガス分野においては、新充填所を建設し、他社との物流の統合を図ってまいります。液化石油ガス分野においては、タンクローリー等物流システムへの投資、商権買収等の投資を行ってまいります。産業器材分野においては、購買窓口の統合を進め、より競争力のある商品提供を行ってまいります。

全国展開しております食品用ガス、製氷機事業の分野においては、顧客の拡大が注力すべきポイントとなります。食品用ガス分野においては、新規顧客向けのガス供給機器の開発、新規食材の開発を行います。製氷機事業においては国外輸出も含め、新規顧客の獲得を目指

しております。

自動車機器関連事業分野においては、当社の主たる販売先である部品メーカーの需給調整の影響を受ける傾向があり、今後、自動車産業も含めた業界動向には注視してまいります。

当社グループでは、Web会議の推進、テレワークの推進、受渡しチームのローテーション体制化等により感染症拡大が当社グループのオペレーションに与える影響を最大限抑制し、安定した経営を継続していく所存であります。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第84期 (2018年3月期)	第85期 (2019年3月期)	第86期 (2020年3月期)	第87期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	37,237	36,564	33,561	29,826
経常利益 (百万円)	1,926	1,797	1,614	1,290
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,167	1,101	923	738
1株当たり当期純利益 (円)	167.14	157.73	132.16	105.73
総資産 (百万円)	31,348	31,637	29,413	29,527
純資産 (百万円)	15,062	15,881	16,463	16,920

(注) 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第85期の期首から適用しており、第84期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の総資産となっております。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
東 邦 北 海 道 株 式 会 社	千円 40,000	% 100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 邦 福 島 株 式 会 社	84,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 邦 岩 手 株 式 会 社	80,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 邦 新 潟 株 式 会 社	55,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
荘 内 ガ ス 株 式 会 社	84,000	93.88	各種高圧ガス、器具器材の販売
太 平 熔 材 株 式 会 社	45,000	88.56	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 ホ 一 株 式 会 社	88,750	78.49	器具器材、自動車機器の販売
株 式 会 社 東 酸	75,000	57.61	各種高圧ガス、器具器材の販売

(注) 荘内ガス株式会社、太平熔材株式会社、株式会社東酸における当社の議決権比率には、間接所有の議決権を含んでおります。

7. 主要な事業内容

当社グループは、各種高圧ガスの製造・販売、高圧ガス用器具器材及び自動車機器の仕入販売等を主要な事業としております。

8. 主要拠点等

(1) 当社の主要拠点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	宮城県多賀城市	秋 田 ・ 酒 田 営 業 所	
東 京 事 務 所	東京都中央区	秋 田 事 務 所	秋田県秋田市
大 阪 事 務 所	大阪府大阪市	酒 田 事 務 所	山形県酒田市
八 戸 事 業 所	青森県八戸市	郡 山 営 業 所	福島県郡山市
仙 台 事 業 所	宮城県多賀城市	関 東 営 業 所	千葉県白井市
札 幌 営 業 所	北海道札幌市	新 潟 営 業 所	新潟県新潟市

(2) 主な子会社の主要拠点

名 称	所 在 地
東 邦 北 海 道 株 式 会 社	北海道札幌市
東 邦 福 島 株 式 会 社	福島県郡山市
東 邦 岩 手 株 式 会 社	岩手県紫波郡矢巾町
東 邦 新 潟 株 式 会 社	新潟県新潟市
荘 内 ガ ス 株 式 会 社	山形県酒田市
太 平 熔 材 株 式 会 社	秋田県秋田市
東 ホ ー 株 式 会 社	神奈川県大和市
株 式 会 社 東 酸	青森県青森市

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
ガス関連事業	547名	1名増
器具器材関連事業	141名	3名増
自動車機器関連事業	9名	1名減
その他の事業	40名	1名増
管理部門	60名	10名増
合計	797名	14名増

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	5名増	41.2歳	16.1年

(注) 上記の従業員の中には、出向社員（13名）、臨時雇員（1名）及び嘱託（10名）は含まれておりません。

10. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	850
農林中央金庫	625
三井住友信託銀行株式会社	525
株式会社商工組合中央金庫	475

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数
- 16,000,000株
2. 発行済株式の総数
- 6,943,072株
- (自己株式 60,928 株を除く)
3. 当事業年度末の株主数
- 7,016名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
東ソー株式会社	1,713,600 ^株	24.68 [%]
日本酸素ホールディングス株式会社	690,000	9.94
丸紅株式会社	440,000	6.34
クイントット プライベート バンク (ヨーロッパ) エスエイ 107704	387,400	5.58
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデ リティ シリーズ イントリンシツク オポチュニティ ズ ファンド	225,000	3.24
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	148,960	2.15
光通信株式会社	146,000	2.10
ステート ストリート バンク アンド トラスト ク ライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツ ー 505002	128,400	1.85
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	125,509	1.81
株式会社みずほ銀行	103,800	1.50

(注) 1. 当社は、自己株式 60,928 株を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	普通株式 6,600株	4名
上席執行役員	普通株式 1,400株	2名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山 本 泰 夫	取 締 役 会 長	
池 田 悦 哉 ※	代 表 取 締 役 社 長 (社 長 執 行 役 員)	
福 澤 秀 志	代 表 取 締 役 (専 務 執 行 役 員)	
明 畠 正 実	取 締 役 (常 務 執 行 役 員) (生 産 ・ 技 術 本 部 長) (多 賀 城 工 場 長) (環 境 保 安 ・ 品 質 保 証 部 管 掌)	八戸液酸株式会社代表取締役社長
柏 寄 周 弘	取 締 役	柏寄公認会計士・税理士事務所所長
堀 田 哲 久	取 締 役	
井 本 英 昭 ※	取 締 役	東ソー株式会社経営企画・連結経営部長
井 上 英 治	常 勤 監 査 役	
藤 田 篤 弘	常 勤 監 査 役	
細 井 靖	監 査 役	アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社副社長

(注) 1. ※は2020年6月29日に新たに就任した取締役を示します。

2. 安達徹氏は、2020年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

3. 取締役柏寄周弘、堀田哲久、井本英昭の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役井上英治、藤田篤弘、細井靖の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 取締役柏寄周弘、堀田哲久、監査役井上英治、藤田篤弘、細井靖の5氏は、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

6. 監査役細井靖氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として負担する契約を締結しております。

3. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社は、取締役、監査役及び執行役員全員と会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の業務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料については全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額（千円）			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	118,772 (9,000)	82,200 (9,000)	30,400 (-)	6,172 (-)	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	27,360 (27,360)	27,360 (27,360)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合 計	146,132	109,560	30,400	6,172	11名

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記業績連動報酬は、役員賞与であります。

3. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。

4. 上記のほか、2019年6月24日開催の第85回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した社外取締役1名に対して300千円を支給しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額130,000千円以内（うち、社外取締役15,000千円以内。但し使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第86回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権総額を年額16,000千円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。

当社監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第79回定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業業績と企業価値の持続的な向上を目的とした報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）について指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において決定方針を決議いたしました。

②当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上を目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、独立性・中立性確保の観点から、基本報酬のみとする。

a.基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、個々の職位、職責等に応じて、当社の業績、他社水準、社会情勢等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、原則としてその支給総額を当期の配当金支払総額の一定割合以内とした上で当期の業績を勘案し、個々の職位、職責の重みを考慮して決められるものとし、金銭により、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

当社は、株主への利益還元を最重要政策のひとつとして位置付けており、利益還元を表わす指標である配当金支払総額を業績指標として選択する。なお、当期の配当金支払総額は3億13百万円であります。

c.非金銭報酬の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、個々の職位、職責、株価等を踏まえて決定する。

③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行なっているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長は、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員からの審議・答申を尊重して、取締役の個人別の内容を決定する。但し、取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、指名・報酬委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により定める。また、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 柏寄周弘

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

柏寄公認会計士・税理士事務所の所長を兼任しております。柏寄公認会計士・税理士事務所と当社とは特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

柏寄周弘氏は、14回開催の取締役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から経営全般にわたり適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(2) 取締役 堀田哲久

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

堀田哲久氏は、14回開催の取締役会の全てに出席し、企業経営と人事労務における豊富な経験から経営全般にわたり適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(3) 取締役 井本英昭

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

東ソー株式会社の経営企画・連結経営部長を兼任しております。東ソー株式会社は大株主であるとともに、当社との間で経常的な営業取引関係があります。

②当事業年度における主な活動内容

井本英昭氏は、他社における長年の事業部における企画管理及び豊富な営業経験により、幅広い知見を有しております。同氏は2020年6月29日取締役就任後11回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

(4) 監査役 井上英治

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

井上英治氏は、他社における企業経営に関する豊富な経験と製造・技術に関して深い見識を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(5) 監査役 藤田篤弘

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動内容

藤田篤弘氏は、他社において監査室長を経験されており、監査業務をはじめ企業経営に関して幅広い見識と豊富な経験を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(6) 監査役 細井靖

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社の副社長を兼任しております。アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社と当社とは特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動内容

細井靖氏は、当社の取引金融機関（株式会社みずほ銀行）の出身者であり、同行における長年の経験と金融の専門分野において幅広い知見を有しております。同氏は14回開催の取締役会の全てに出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

Ⅳ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

45,000千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

45,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①及び②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3．非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために業務契約を締結しております。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、体制を整備し、社会情勢、経営環境の変化に応じ適宜見直しを行ってまいります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役・使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定するとともに、コンプライアンスに係る規程を制定し、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、社内教育を含めた全社横断的な取組みを行う。
 - ・内部通報制度を設け、常にその実効性の確保に努める。
 - ・監査部門がコンプライアンスの実践状況につき、監査を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切な保存及び管理を行う。
 - ・取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを横断的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
 - ・内部監査部門が各部署毎のリスク管理状況を監査する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - ・日常の業務遂行に際しては、社内規則の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

- (5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社から、定期的又は適宜に事業運営に係る報告を求める。
 - ・ 子会社の管理運営に関する規程を制定し、その適正な運用を図る。
 - ・ グループ各社から、定期的又は適宜に事業運営に係る報告を求め、管理を行うとともに、グループ各社に取締役や監査役を派遣して、グループ各社におけるリスク管理及び効率的な業務執行のための助言・指導を行う。
 - ・ 東邦アセチレングループとしてのコンプライアンスに係る行動指針を定め、これを周知する。
 - ・ 監査役及び監査部門がグループ各社に対して監査を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
 - ・ 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は監査役に対して、職務の執行状況等について取締役会等を通じ適宜適切に報告するものとし、重要な決裁書類等は回付するものとする。
 - ・ 監査役からの求めに応じて、定期的又は適宜に必要な報告を行う。
 - ・ 監査役を内部通報制度における通報先の1つとする。内部通報制度の通報者が、通報したことを理由に不利益な扱いを受けないよう、規程に定める。
- (8) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社から受けた事業運営に係る報告については、適宜監査役に報告する。
 - ・ 子会社の取締役等に対し、適宜当社の監査役に報告するよう要請する。
 - ・ 内部通報制度においては、グループ各社に係る通報及びグループ各社からの通報も受付けるものとする。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役は職務の執行上必要と認める費用又は債務の処理について、会社に請求することが出来るものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ・ 監査役会に対して、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に相談できる機会を保证する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に見直しや検討を行っており、取締役会にその内容を報告しております。また、判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

コンプライアンスに対する取組みの状況

「コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンス体制の見直しの検討や、内部通報制度の利用状況等の重要確認事項に関し、主管部署から報告を受けました。

社内掲示板においてはコンプライアンスの重要性に関する内容を「コンプライアンスニュース」として月1回程度の掲示を行い、コンプライアンス体制の充実に繋げるため、コンプライアンス講習会のテーマについてアンケートを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取組みました。また、「ハラスメント対策委員会」を開催し、ハラスメント防止の取組みとして実施したアンケート結果をもとに、ハラスメント防止に関する啓蒙活動を実施いたしました。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名も出席しております。当社及び子会社に関する重要事項については、執行役員会等の審議を経て取締役会において決議又は報告をしております。当事業年度において執行役員会等は19回開催し、また取締役会は14回開催しており、各議案又は報告事項についての、審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社の事業遂行上、様々なリスク要因が存在しますが、日常業務においては「リスク管理規程」に基づき適切に対処しております。また、潜在リスクの洗い出しやリスクの影響評価、対応策について、「リスク管理委員会」において継続的に分析、審議を行い経営に上申しています。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、毎月の月次決算報告の中で、現状及び解決すべき課題とその対処方法を含めた報告を受けております。また、連結子会社の内部監査においては、当事業年度は16社実施いたしました。

監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役3名で構成されています。監査役会は13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、社長と経営課題に関する意見交換のほか、常勤監査役と会計監査人との意見交換会を5回行っており、そのうち4回には監査室も出席し、内部統制監査に対する意見交換も行っております。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除に努め、不当な要求に対しても断固として拒否するとともに、次のような取組みを行っております。

当社グループの倫理規範である「東邦アセチレングループコンプライアンス行動指針」に反社会的勢力に対する行動基準を示し、社内各部門のコンプライアンス職場研修を通じて、その内容を全員に周知徹底しています。

当社は、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」に加入しているほか、「宮城県暴力団追放推進センター」にも加入し、各種会議等に出席することにより、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

また、総務・人事部を対応統括部署として、事案の発生時には警察当局、顧問弁護士等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築しています。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、当社を取り巻く環境の変化、業績及び財務状況を総合的に勘案して、配当政策を決定することを基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び今後の事業展開への備えとして、安全確保と品質保証の充実に向けた製造設備等への投資に向けることとし、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

5. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、透明かつ誠実な経営に留意するとともに、取締役会を中心に、「内部統制」「リスク管理」「コンプライアンス」「開示統制」が十分に機能した自律的統治システムを堅持した上で、迅速・果断な意思決定を通じて社会的要請に応え、企業価値の向上を図るとともに社会的存在意義を高めていくことを、「基本的な考え方」としております。

連結計算書類〔自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日〕

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	17,389,016
現 金 及 び 預 金	7,877,804
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,965,227
電 子 記 録 債 権	1,590,080
商 品 及 び 製 品	808,882
仕 掛 品	804,392
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	135,550
そ の 他	221,907
貸 倒 引 当 金	△14,828
固 定 資 産	12,138,942
有 形 固 定 資 産	9,838,803
建 物 及 び 構 築 物	2,969,393
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	806,787
土 地	5,576,287
リ ー ス 資 産	168,677
建 設 仮 勘 定	195,098
そ の 他	122,558
無 形 固 定 資 産	191,770
借 地 権	32,825
そ の 他	158,945
投 資 そ の 他 の 資 産	2,108,368
投 資 有 価 証 券	1,258,106
長 期 貸 付 金	5,808
繰 延 税 金 資 産	557,559
そ の 他	321,804
貸 倒 引 当 金	△34,910
資 産 合 計	29,527,958

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	10,407,453
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,277,878
電 子 記 録 債 務	591,866
短 期 借 入 金	3,200,000
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	210,513
リ ー ス 債 務	73,683
未 払 法 人 税 等	250,878
賞 与 引 当 金	374,910
役 員 賞 与 引 当 金	18,640
そ の 他	1,409,083
固 定 負 債	2,200,275
長 期 借 入 金	221,680
リ ー ス 債 務	105,967
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	376,152
退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,369,318
資 産 除 去 債 務	5,868
そ の 他	121,288
負 債 合 計	12,607,729
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	15,179,825
資 本 金	2,261,000
資 本 剰 余 金	1,124,362
利 益 剰 余 金	11,886,183
自 己 株 式	△91,720
その他の包括利益累計額	64,680
その他有価証券評価差額金	64,680
非 支 配 株 主 持 分	1,675,723
純 資 産 合 計	16,920,229
負 債 純 資 産 合 計	29,527,958

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自 2020年4月1日
至 2021年3月31日）

(単位：千円)

科 目		金 額	
売	上		29,826,010
売	上 原 価		20,380,953
売	上 総 利 益		9,445,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,255,611
営 業 利 益			1,189,444
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,705		
賃 貸 料	82,800		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	14,920		
そ の 他	59,711		170,138
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	32,844		
賃 貸 費 用	28,380		
そ の 他	7,809		69,034
経 常 利 益			1,290,548
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	6,080		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	659		
受 取 保 険 金	38,773		45,514
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 売 却 損	42,100		
減 損 損 失	44,999		
補 助 金 返 還 損	7,941		95,041
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,241,020
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	469,214		
法 人 税 等 調 整 額	△22,766		446,447
当 期 純 利 益			794,573
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			56,410
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			738,162

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,261,000	1,004,269	11,462,959	△9,706	14,718,522
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△314,939		△314,939
親会社株主に帰属する当期純利益			738,162		738,162
自 己 株 式 の 取 得				△87,087	△87,087
自 己 株 式 の 処 分		4,901		5,074	9,976
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減		115,191			115,191
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	120,093	423,223	△82,013	461,303
当 期 末 残 高	2,261,000	1,124,362	11,886,183	△91,720	15,179,825

項 目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	7,806	7,806	1,737,331	16,463,660
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△314,939
親会社株主に帰属する当期純利益				738,162
自 己 株 式 の 取 得				△87,087
自 己 株 式 の 処 分				9,976
連結子会社の自己株式の取得による持分の増減				115,191
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	56,874	56,874	△61,607	△4,733
当 期 変 動 額 合 計	56,874	56,874	△61,607	456,569
当 期 末 残 高	64,680	64,680	1,675,723	16,920,229

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類〔自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日〕

貸借対照表 (2021年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	9,078,022
現金及び預金	3,079,155
受取手形	147,926
電子記録債権	1,481,978
売掛金	3,867,040
商品及び製品	220,574
仕掛品	2,682
貯蔵品	57,382
短期貸付金	150,000
未収入金	18,581
その他の他	53,251
貸倒引当金	△551
固 定 資 産	6,056,308
有 形 固 定 資 産	4,569,229
建物	547,185
構築物	174,865
機械及び装置	113,126
容器器	4,174
土地	3,498,442
その他の他	231,435
無 形 固 定 資 産	51,127
借地の権	25,386
その他の他	25,740
投 資 そ の 他 の 資 産	1,435,951
投資有価証券	181,581
関係会社株式	946,934
出資金	20,730
関係会社出資金	4,600
長期預け金	24,822
長期前払費用	14,760
繰延税金資産	243,771
貸倒引当金	△1,249
資 産 合 計	15,134,331

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	7,180,203
支払手形	98,295
買掛金	2,501,849
電子記録債務	348,810
短期借入金	3,100,000
1年内返済予定の長期借入金	112,000
未払金	230,690
未払費用	75,798
未払法人税等	41,138
未払消費税等	49,857
預り金	508,304
賞与引当金	109,960
その他の他	3,500
固 定 負 債	840,458
長期借入金	160,000
退職給付引当金	624,366
資産除去債務	5,868
その他の他	50,223
負 債 合 計	8,020,661
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	7,106,475
資本金	2,261,000
資本剰余金	889,901
資本準備金	885,000
その他の資本剰余金	4,901
利 益 剰 余 金	4,043,237
その他の利益剰余金	4,043,237
繰越利益剰余金	4,043,237
自 己 株 式	△87,663
評価・換算差額等	7,193
その他有価証券評価差額金	7,193
純 資 産 合 計	7,113,669
負 債 純 資 産 合 計	15,134,331

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自 2020年4月1日
至 2021年3月31日）

(単位：千円)

科 目										金 額				
売	上								高		15,695,600			
売	上								原	価	12,615,981			
売	上								総	利	益	3,079,618		
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費		2,776,330			
営	業								利	益	303,288			
営	業								外	収	益	460,730		
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	165,648				
	賃									貸	料		213,848	
	そ									の	他		81,234	
営	業								外	費	用			
	支									払	利		息	32,339
	賃									貸	費	用	68,750	
	そ									の	他	343	101,434	
経	常								利	益	662,585			
特	別								利	益	18	18		
	固	定	資	産	売	却	益	18						
特	別								損	失				
	固	定	資	産	除	売	却	損	35,810					
	減	損								損			失	20,461
	関	係	会	社	株	式	評	価	損	4,653				
	補	助	金	返	還	損			7,941	68,867				
税	引	前	当	期	純	利	益			593,736				
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税	142,000			
法	人	税	等	調	整	額				△7,465	134,534			
当	期								純	利	益	459,201		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自 2020年4月1日
至 2021年3月31日）

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,261,000	885,000	-	885,000	3,898,975	3,898,975
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△314,939	△314,939
当 期 純 利 益					459,201	459,201
自己株式の取得						
自己株式の処分			4,901	4,901		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4,901	4,901	144,262	144,262
当 期 末 残 高	2,261,000	885,000	4,901	889,901	4,043,237	4,043,237

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△5,650	7,039,325	90	90	7,039,415
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△314,939			△314,939
当 期 純 利 益		459,201			459,201
自己株式の取得	△87,087	△87,087			△87,087
自己株式の処分	5,074	9,976			9,976
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			7,103	7,103	7,103
当 期 変 動 額 合 計	△82,013	67,150	7,103	7,103	74,253
当 期 末 残 高	△87,663	7,106,475	7,193	7,193	7,113,669

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

会計監査人の連結監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東邦アセチレン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 成 田 孝 行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦アセチレン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦アセチレン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東邦アセチレン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 成 田 孝 行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦アセチレン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本**監 査 報 告 書**

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

東邦アセチレン株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 井 上 英 治 ㊞

常勤監査役 (社外監査役) 藤 田 篤 弘 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 細 井 靖 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台4階「千代」
電話 (022) 268-2525

会場付近略図



交 通

JR仙台駅から徒歩約1分
(ご来場の際は、公共交通機関等をご利用願います。)